
過去5年の法改正情報を総整理

～民法の物権法・相続登記の義務化も～

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

■本レジュメに掲載している改正情報

2017年以降の改正

※よって、以下のような改正は未掲載です。

【2014年】会社法改正（監査等委員会設置会社の創設など）

【2015年】商業登記規則改正（本人確認証明書，婚姻前の氏の記録の申出制度の創設）
不動産登記令改正・商業登記法改正施行（会社法人等番号）

【2016年】商業登記規則改正（株主リストの創設）

民法

1 債権法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
I (*)	第1編 民法の世界	※ほとんどなし		
	第2編 総則	①意思能力 ②行為能力 ③物 ④心裡留保 ⑤錯誤 ⑥詐欺 ⑦代理 ⑧無効・取消し ⑨条件 ⑩時効		
II (*)	第3編 物権総論	※ほとんどなし		
	第4編 担保物権	①債権質 ②根抵当権		
III (*)	第5編 債権総論	①法定利率 ②選択債権 ③債務不履行 ④債権者代位権 ⑤詐害行為取消権 ⑥不可分債権 ⑦不可分債務 ⑧連帯債権 ⑨連帯債務 ⑩保証 ⑪債権譲渡 ⑫債務引受		

	⑬弁済 ⑭相殺 ⑮更改
第6編 契約総論	①契約とは？ ②契約の成立 ③同時履行の抗弁権 ④危険負担 ⑤第三者のためにする契約 ⑥契約上の地位の移転 ⑦解除 ⑧定型約款
第7編 契約各論	①贈与 ②売買 ③消費貸借 ④使用貸借 ⑤賃貸借 ⑥請負 ⑦委任 ⑧寄託 ⑨組合
第8編 法定債権関係	①不法行為
第9編 親族	※なし
第10編 相続	※ほとんどなし

* 『【第3版】リアリスティック民法』の項目立て

2 相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年 7月6日	2018年 7月13日	【原則】2019年7月1日 【例外】 ①自筆証書遺言の要件の緩和（新民法968条, 970条2項, 982条） → 2019年1月13日 ②配偶者居住権・配偶者短期居住権（新民法1028条～1041条） → 2020年4月1日 ③債権法改正の影響のある規定（新民法998条, 1000条の削除, 1025条ただし書） → 2020年4月1日	【原則】2020年度向け～ ①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～	【原則】2020年度向け～ ①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～

主な改正内容

I (*)	第1編 民法の世界	※なし
	第2編 総則	※なし
II (*)	第3編 物権総論	①相続と登記
	第4編 担保物権	※なし
III (*)	第5編 債権総論	※なし
	第6編 契約総論	※なし
	第7編 契約各論	※なし
	第8編 法定債権関係	※なし
	第9編 親族	※なし
	第10編 相続	①指定相続分 ②特別受益 ③遺産分割 ④自筆証書遺言 ⑤遺言執行者

		⑥配偶者居住権・配偶者短期居住権 ⑦遺留分 ⑧特別の寄与
--	--	------------------------------------

* 『【第3版】リアリスティック民法』の項目立て

【債権法改正・相続法改正の各科目への影響度】

- ・民法 : 大
- ・不動産登記法 : 小～中
- ・会社法 : わずか
- ・商業登記法 : なし
- ・民事訴訟法 : 小
- ・民事執行法 : わずか
- ・民事保全法 : わずか
- ・供託法 : 小
- ・司法書士法 : なし
- ・刑法 : ごくわずか
- ・憲法 : なし

3 特別養子

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
①養子の年齢 (原則) 請求時に15歳未満(新民法817条の5第1項前段) (例外) 以下の2つの要件を充たせば、15歳に達した後でも可(新民法817条の5第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・15歳になる前から養親に監護されていた ・15歳に達するまでに請求をできなかったやむを得ない事由がある ※審判確定時に18歳未満である必要あり(新民法817条の5第1項後段) ※15歳以上だと養子の同意要(新民法817条の5第3項)				
②手続の見直し(家事事件手続法, 児童福祉法)				

4 成人年齢

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年6月13日	2018年6月20日	2022年4月1日	2022年度～	2022年度向け～
主な改正内容				
①未成年者が18歳未満に（新民法4条） ②女の婚姻可能年齢が18歳に（新民法731条） ③上記①②により未成年者の婚姻という概念がなくなる（新民法737条参照） ④上記③により成年擬制という概念がなくなる（新民法753条参照） ※養親となれる者は20歳で維持（新民法792条，804条ただし書参照）				

5 物権法・相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	公布日から2年以内	2023年度～ (?)	2023年度向け～ (?)
主な改正内容				
【改正の契機】 所有者不明土地問題の解消。 しかし，改正内容はそれに限られない。 ①相隣関係の改正（新民法209条，213条の2，213条の3，233条） ②共有の改正（新民法249条，251条，252条，252条の2，258条，258条の2，262条の2，262条の3，264条） ③所有者不明不動産管理命令の制度の新設（新民法264条の2～264条の8） ④管理不全不動産管理命令の制度の新設（新民法264条の9～264条の14） ⑤相続財産の管理，相続財産の清算，遺産分割の改正（新民法897条の2，898条，904条の3，907条，908条，918条，926条，936条，940条，952～958条の2）				

新民法 904 条の3（期間経過後の遺産の分割における相続分）

- 1 前3条〔特別受益・寄与分〕の規定は、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 相続開始の時から10年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。
 - 二 相続開始の時から始まる10年の期間の満了前六箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができな
いやむを得ない事由が相続人であった場合において、その事由が消滅した時から6箇月を経過する前に、
当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

不動産登記法

1 法定相続情報証明制度の創設

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2017年4月17日	2017年4月17日	2017年5月29日	2018年度～	2018年度向け～
通達：平成29年4月17日法務省民二第292号 平成30年3月29日法務省民二第166号				
主な改正・変更内容				
・法定相続情報証明制度とは、相続人などが登記官に法定相続情報一覧図の保管および写しの交付の申出をし、登記官が法定相続情報一覧図の写しの交付をする制度（新不動産登記規則247条）。登記所や金融機関などの手続において、法定相続情報一覧図の写しを戸籍全部事項証明書などの代わりとすることができる。				

2 債権法（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
通達：令和2年3月31日法務省民二第328号				
主な改正・変更内容				
①買戻特約の登記の登記事項（新不登法96条） ②併存的債務引受を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ③免責的債務引受を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ④債務免除を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ⑤更改を原因とする抵当権の債務者の変更の登記 ⑥電子記録債権				

3 相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年 7月6日	2018年 7月13日	【原則】2019年7月1日 【例外】	【原則】2020年度 向け～	【原則】2020年度 向け～
通達：令和元年6月27日法 務省民二第68号 (相続法改正一般) 令和2年3月30日法 務省民二第324号 (配偶者居住権)		①自筆証書遺言の要件の 緩和（新民法968条， 970条2項，982条） → 2019年1月13日 ②配偶者居住権・配偶者 短期居住権（新民法 1028条～1041条） → 2020年4月1日 ③債権法改正の影響のあ る規定（新民法998 条，1000条の削除， 1025条ただし書） → 2020年4月1日	①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～	①2019年度向け～ ②2020年度向け～ ③2020年度向け～
主な改正・変更内容				
①登記できる権利に配偶者居住権が追加 ②遺言執行者の地位 ③特定財産承継遺言（「特定の相続財産を」「特定の相続人に」「相続させる」旨の遺言） ④遺留分減殺を原因とする所有権の移転の登記 ⑤配偶者居住権の登記（利用権の登記）				

4 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2020年3月30日	2020年3月30日	2020年3月30日	2020年度～	2020年度向け～
通達：令和2年3月30日法務省民二第318号				
主な改正・変更内容				
<p>①以下の場合に、会社法人等番号を提供すれば印鑑証明書の提供が不要に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請人である法人が申請情報または委任状に実印で押印する必要がある場合（新不登規48条1号，49条2項1号） ・法人が同意証明情報または承諾証明情報に実印で押印する必要がある場合（新不登規50条2項，48条1号） <p>②会社法人等番号を有する法人の代表者の資格を証する情報として登記事項証明書を提出する場合の登記事項証明書，および，支配人の代理権限を証する情報として登記事項証明書を提出する場合の登記事項証明書の作成期限が1か月から3か月に（新不登規36条2項）</p>				

5 法定相続情報一覧図の押印が不要に

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年3月29日	2021年3月29日	2021年4月1日	2021年度～	2021年度向け～
主な改正・変更内容				
<p>①法定相続情報一覧図の保管および写しの交付の申出書の押印が不要に（新不登規247条3項柱書）</p> <p>②法定相続情報一覧図の保管および写しの交付の申出書に添付する法定相続情報一覧図（証明書の基となるもの）を作成した申出人または代理人の署名または押印が不要に（新不登規247条3項1号かつこ書）</p> <p>※これらの者の記名は必要（新不登規247条3項1号かつこ書）</p>				

6 相続登記等の義務化など

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	下記① ：公布日から 2年以内	①2023年度～ (?)	①2023年度向け～ (?)
		下記② ：公布日から 3年以内	②2024年度～ (?)	②2024年度向け～ (?)
		下記③ ：公布日から 5年以内	③2026年度～ (?)	③2026年度向け～ (?)
主な改正内容				
<p>【改正の契機】 所有者不明土地問題の解消。 しかし、改正内容はそれに限られない。</p> <p>①公布日から2年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記が単独申請可に（新不登法 63 条 3 項） ・休眠登記の抹消手続の簡略化（新不登法 69 条の 2，70 条，70 条の 2） <p>②公布日から3年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法人等番号などが所有権の登記名義人の登記事項に（新不登法 73 条の 2） ・相続登記等の義務化（新不登法 76 条の 2，164 条 1 項） ・相続人申告登記の新設（新不登法 76 条の 3，164 条 1 項） ・人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがある場合などにおける登記事項証明書の住所の非表示（新不登法 119 条 6 項） <p>③公布日から5年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記官の職権による不動産登記情報の更新（新不登法 76 条の 4，76 条の 6） ・名変登記の義務化（新不登法 76 条の 5，164 条 2 項） ・所有者不動産記録証明書の制度の新設（新不登法 119 条の 2） 				

新不動産登記法 76 条の 2（相続等による所有権の移転の登記の申請）

- 1 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

新不動産登記法 164 条（過料）

- 1 第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項（第49条第2項において準用する場合を含む。）、第49条第1項、第3項若しくは第4項、第51条第1項から第4項まで、第57条、第58条第6項若しくは第7項、第76条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第4項の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処する。

会社法・商法・商業登記法

1 商法の口語化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年5月18日	2018年5月25日	2019年4月1日	2019年度～	2019年度向け～
主な改正・変更内容				
①口語化				
②運送契約など一部の規定の改正				

2 民法の債権法改正に伴う会社法・商法の改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正・変更内容				
①設立時発行株式，設立時募集株式，募集株式の引受けの取消しの制限の錯誤が取消事由に（新会社法51条2項，102条6項，211条2項）				
②反対株主の株式買取請求がされた場合，全部取得条項付種類株式の取得の際に裁判所に対する価格の決定の申立てがされた場合，特別支配株主の株式等売渡請求の際に裁判所に対する価格の決定の申立てがされた場合の利息の利率が変動制の年3%に（新会社法117条4項，182条の5第4項，470条4項，786条4項，798条4項，807条4項，172条4項，179条の8第2項）				
③詐害事業譲渡，詐害分割，詐害営業譲渡の期間制限の長期が10年に（新会社法23条の2第2項後段，759条6項後段，761条6項後段，764条6項後段，766条6項後段，新商法18条の2第2項後段）				
④商事法定利率（年6%）の廃止（新商法514条）				
⑤商事売買の瑕疵担保責任が契約不適合責任に（新商法526条2項，3項）				
⑥商事消滅時効の廃止（新商法522条）				

3 令和元年会社法・商業登記法改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年12月4日	2019年12月11日	①原則 : 2021年3月1日 ②印鑑届の義務の 廃止 : 2021年2月15日 ③電子提供措置, 支店所在地にお ける登記の廃止 : 公布日から起算 して3年6か月 以内 →施行予定 : 2022年度中	①2021年度～ ②2021年度～ ③2023年度～ (?)	①2021年度向け～ ②2021年度向け～ ③2023年度向け～ (?)
商業登記規則の改正: 2021年1月29日 通達: 令和3年1月29日民商第10号 (商業登記法・商業登記規則改正) 令和3年1月29日民商第14号 (会社法改正)		主な改正内容		
<p>【会社法】</p> ①電子提供措置の新設 (新会社法 325 条の 2, 911 条 3 項 12 号の 2) ②議案の要領の通知請求権の議案の数の制限 (新会社法 305 条 4 項柱書) ③書面による議決権行使書面などの閲覧請求の際の理由の明示および株式会社の請求拒絶事由 (新会社法 310 条 7 項, 8 項, 311 条 4 項, 5 項, 312 条 5 項, 6 項) ④成年被後見人・被保佐人が取締役, 監査役, 執行役の欠格事由に非該当 (会社法 331 条 1 項 2 号の削除, 新会社法 331 条の 2, 335 条 1 項, 402 条 4 項) ⑤社外取締役の設置の義務化 (新会社法 327 条の 2) ⑥社外取締役への業務の執行の委託の新設 (新会社法 348 条の 2) ⑦取締役の報酬の明文化 (新会社法 361 条) ⑧補償契約・役員等のために締結される保険契約の明文化 (新会社法 430 条の 2, 430 条の 3) ⑨上場企業がする取締役の報酬等としての募集株式の発行等・新株予約権の発行の新設 (新会社法 202 条の 2, 236 条) ⑩社債管理補助者の新設 (新会社法 714 条の 2 本文) ⑪株式交付の新設 (新会社法 2 条 32 号の 2) ⑫株主による責任追及等の訴え (いわゆる株主代表訴訟) における和解の際の監査役など				

の同意の新設（新会社法 849 条の 2）

【商業登記法】

- ①印鑑届義務の廃止（新商登法 20 条）
- ②新株予約権の登記の登記事項（算定方法）の改正（新会社法 911 条 3 項 12 号へかっこ書）
- ③支店所在地における登記の廃止

民事執行法

1 令和元年改正

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年5月10日	2019年5月17日	2020年4月1日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
<p>①債務者財産の開示制度の実効性の向上</p> <p>i 財産開示手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・申立権者の範囲を拡大（新民執法197条1項柱書）・罰則を刑事罰に（新民執法213条1項5号，6号） <p>ii 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設（新民執法204条～211条）</p> <p>②不動産競売における暴力団員の買受け防止（新民執法65条の2，68条の4，71条5号）</p> <p>③子の引渡し強制執行に関する規律の明確化（新民執法174条～176条）</p> <p>④差押禁止債権の範囲変更の制度の周知（新民執法145条4項，155条2項，159条6項）</p> <p>⑤債権執行事件の終了の規定の新設（新民執法155条5～8項）</p>				

供託法

1 提示書面の写し

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2017年3月13日	2017年3月13日	2017年3月13日	2017年度～	2017年度向け～
主な改正内容				
<p>・ 払渡請求の際の印鑑証明書の添付を運転免許証，個人番号カード，在留カードなどの提示をして省略した場合に，提示したこれらの本人確認書類の書面の写しの提出が要求されることに（新供託規則 26 条 3 項 2 号）</p>				

2 法人のオンラインでの供託申請・払渡請求の際の代理権限証書・資格証明書の提示の省略

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2018年3月16日	2018年3月16日	2018年7月1日	2019年度～	2019年度向け～
主な改正内容				
<p>① 法人がオンラインで供託をする際，電子署名をして電子証明書の送信をするか会社法人等番号を送信すれば，支配人などの代理権限証書の提示が不要に（新供託規則 39 条の 2 第 2 項， 3 項）</p> <p>② 法人がオンラインで払渡請求をする際，支配人などが電子署名をして電子証明書の送信をすれば，支配人などの代理権限証書の提示が不要に（新供託規則 39 条の 2 第 2 項， 3 項）</p>				

刑法

1 性犯罪

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2017年6月16日	2017年6月23日	2017年7月13日	2018年度～	2018年度向け～
主な改正内容				
①強制性交等罪の被害者に男を追加（新刑法177条） ②強制性交等罪の法定刑の引上げ（新刑法177条） ③強制わいせつ罪・強制性交等罪を非親告罪に（旧刑法180条の削除）				

司法書士法

1 使命・司法書士法人・懲戒

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月6日	2019年6月12日	2020年8月1日	2021年度～	2021年度向け～
主な改正内容				
<p>①司法書士の使命の明記（新司書法1条）</p> <p>②司法書士法人の社員が1人でOKに（新司書法32条1項, 44条）</p> <p>③懲戒手続の適正・合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒権者が法務大臣に変更（新司書法47条柱書, 48条1項柱書） ・懲戒手続中に清算が終了した司法書士法人への懲戒処分が可能に（新司書法48条2項） ・戒告処分においても聴聞を保障（新司書法49条3項） ・懲戒に7年の除斥期間を新設（新司書法50条の2） 				

2 欠格事由（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2019年6月7日	2019年6月14日	2019年9月14日	2020年度～	2020年度向け～
主な改正内容				
<p>・成年被後見人・被保佐人が欠格事由ではなくなる（新司書法5条2号）</p> <p>ただし、心身の故障により司法書士の業務を行うことができない場合は、登録を拒否されたり（新司書法10条1項2号）、登録後に登録が取り消されたりすることがある（新司書法16条1項2号, 2項）。</p>				

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」（全129回）
		演習講座「過去問手薄分野カバー択一演習」（全4回）
		演習講座「本試験リメイク記述演習」（全6回）
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『【第3版】司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック1 民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック10 刑法』（辰巳法律研究所） ※2021年9月発売予定
		『司法書士試験 リアリスティック11 憲法』（辰巳法律研究所） ※2022年2月までに発売予定
	記述	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験リアリスティック合格ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/channel/UC5VzGCorztw_bI13xnySI2A	

あなたの熱意

辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）